

山形県議会決算特別委員会会議録（令和五年度決算）

令和六年十月八日（火曜日）午後三時三十一分 開会

出席委員（三十八名）

石川 涉 委員
齋藤 俊一郎 委員
橋本 彩子 委員
松井 愛 委員
石川 正志 委員
江口 暢子 委員
阿部 恭平 委員
鈴木 学 委員
伊藤 香織 委員
石塚 慶 委員
関 徹 委員
阿部 ひとみ 委員
梅津 庸成 委員
今野 美奈子 委員
高橋 弓嗣 委員
佐藤 文一 委員
相田 日出夫 委員
佐藤 正胤 委員
遠藤 寛明 委員
相田 光照 委員
遠藤 和典 委員
菊池 文昭 委員
高橋 淳 委員
青木 彰榮 委員
梶原 宗明 委員
五十嵐 智洋 委員
能登 淳一 委員
柴田 正人 委員
渋間 佳寿美 委員
小松 伸也 委員
吉村 和武 委員
木村 忠三 委員
加賀 正和 委員
森谷 仙一郎 委員
榎津 博士 委員
伊藤 重成 委員
船山 現人 委員
田澤 伸一 委員
欠 員（一名）

説明のため出席した者

知事	吉村 美栄子 君
副知事	平山 雅之 君
監査委員	奥山 誠治 君
監査委員	高橋 啓介 君

代表監査委員	松田義彦君
監査委員	海老名信乃君
企業管理者	松澤勝志君
病院事業管理者	阿彦忠之君
総務部長	岡本泰輔君
みらい企画創造部長	小中章雄君
防災くらし安心部長	中川崇君
環境エネルギー部長	高橋徹君
しあわせ子育て応援部長	西澤恵子君
健康福祉部長	柴田優君
産業労働部長	岡崎正彦君
観光文化スポーツ部長	大泉定幸君
農林水産部長	星里香子君
県土整備部長	小林寛君
会計管理者	山田敦子君
財政課長	大村敏弘君
教育長	高橋広樹君
警察本部長	鈴木邦夫君
人事委員会事務局長	荒木泰子君
労働委員会事務局長	鈴木和枝君

○田澤臨時委員長 委員会条例第六条第二項の規定により、私が臨時に委員長の職務を行います。

午後 三時 三十一分 開 会

○田澤臨時委員長 ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

会議録署名委員は

石 川 渉 委 員
伊 藤 重 成 委 員

のお二人をお願いいたします。

これより、委員会条例第五条第二項の規定により、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選につきましては、指名推選の方法により私から指名いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田澤臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により私から指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。委員長には

柴 田 正 人 委 員

を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田澤臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり柴田正人委員が委員長に決定いたしました。

委員長と交代いたします。

〔柴田委員長、委員長席に着く〕

○柴田委員長 一言御挨拶申し上げます。ただいま委員の皆様の御推挙によりまして決算特別委員会の委員長の指名をいただきました。委員各位の御協力をいただきこの重責を全うしてまいりたいと存じますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選につきましては、指名推選の方法により私から指名いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田委員長 御異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により私から指名することに決定いたしました。直ちに指名いたします。副委員長には

今 野 美 奈 子 委 員

を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田委員長 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり今野美奈子委員が副委員長に決定いたしました。

これより審査に入ります。

本日の本会議において本特別委員会に付託されました五議案及び十七決算を一括議題に供します。

決算審査の結果について代表監査委員の説明を求めます。松田代表監査委員。

○松田代表監査委員 令和五年度山形県歳入歳出決算、山形県流域下水道事業会計決算、山形県公営企業会計決算及び山形県病院事業会計決算の審査の結果と意見の概要について御説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算の審査結果について申し上げます。

一般会計及び十の特別会計について審査した結果、歳入歳出決算の計数は正確であると認められました。また、予算の執行、資金の管理及び運用、会計経理事務の処理並びに財産の取得、管理及び処分については、一部に是正、改善を要する事項が見られたものの、総体として適正に行われていると認められました。

次に、審査の意見について二点申し上げます。

一点目は、持続可能な行財政基盤の確立であります。

本県の財政状況は、一般会計の県債残高は三年連続で減少したものの、実質公債費比率は上昇しており、今後も多額の財源不足が見込まれるなど、引き続き厳しい財政状況が想定されております。このような中において、持続可能な財政基盤を確立し、自主性・自立性の高い行財政運営を実現するためには、山形県行財政改革推進プラン二〇二一（二一ゼロニーイチ）に基づき、歳入においては、県税収入の確保をはじめ多様な財源の確保に努め、歳出においては、各部局長等のマネジメントの下、職員一人一人がコスト意識と改善意識を持って事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化などに組織を挙げて取り組む必要があります。

二点目は、財務事務の適正な執行についてであります。

定期監査における指摘及び注意事項の件数は、前年度に比べて二十四件減の八十五件となっております。その内容としては、支払いの遅れなどの支出関係事務が最も多く三十九件、次いで積算内容の誤りによる入札取りやめなど契約関係事務が十三件などであります。

指摘または注意事項の対象となった事案は前年から減少し、重大な不祥事等の原因となるリスクの発現を未然に防止する内部統制制度の定着が進んできたことが確認されたところです。

しかしながら、内部統制実施結果報告書に記載された不備以外にも不適正な事務処理が散見されており、引き続き所属長の適切なマネジメントの下、職員同士のコミュニケーションを活性化させ、風通しのよい職場風土を醸成し、進捗状況の共有や協力体制の強化などにより内部統制の実効性をさらに高め、事務の適正な執行を確保することが求められます。

今後とも、県民に信頼され、自主性・自立性の高い行財政運営に努められるよう期待いたします。

続きまして、公営企業会計決算として、流域下水道事業会計、企業局所管の四事業会計及び病院事業会計決算の審査結果について申し上げます。

審査の結果、各会計とも、決算関係書類は、関係法令に準拠し、企業会計の原則に基づき作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、また、事業はその目的に沿って運営されていると認められました。

財務に関する事務については、一部に是正、改善を要する事項が見られたものの、総体として適正に行われているものと認められました。

次に、審査の意見について申し上げます。

初めに、流域下水道事業会計について申し上げます。

流域下水道事業については、接続している市町からの負担金等を財源として運営されていますが、人口減少などによる下水道使用料の減収、施設の老朽化に伴う更新・維持管理経費の増加、さらに大規模な地震や集中豪雨による浸水等の災害リスクへの対応など、経営を取り巻く環境は厳しさを増していくことが見込まれます。このため、令和四年三月に策定した経営の基本方針となる山形県流域下水道事業経営戦略二〇三〇（二一ゼロサンゼロ）を着実に推進していくことで、県民負担増加の抑制を目指すとともに、持続可能な経営基盤の確保に努めることが求められます。

次に、企業局所管の四事業会計について順次申し上げます。

電気事業会計については、持続的な事業運営のため、自己資金の確保を図りながら、電力システム改革への対応及

び施設・設備の更新や耐震化対策を計画的に進めていく必要があります。

工業用水道事業会計については、関係機関と連携協力して新たな供給先の確保に努めるとともに、施設・設備の老朽化や災害リスク等への対策を計画的かつ着実に推進し、工業用水の安定供給を図ることが求められます。

公営企業資産運用事業会計については、緑町会館の修繕等を計画的に進めるほか、県営駐車場や県民ゴルフ場の利用拡大等に努める必要があります。

水道用水供給事業会計については、将来の水需要を想定し効率的な経営を図るとともに、施設・設備の老朽化対策や自然災害等に備えた対策、管路の耐震化を確実に進める必要があります。また、市町村の水道事業統合をはじめとした広域連携の動きや施設・設備の再編に向けた動向などにも留意しながら安定的な運営に努めることが求められます。

これら四事業の経営環境については、人口減少に伴う需要の減少などが見込まれる中、老朽化した設備が相次いで更新時期を迎えており、計画的な投資が必要となっております。また、激甚化・頻発化している自然災害による被害を最小限に抑え、安定したサービスを提供するための体制の確立などが課題となっております。さらに、脱炭素化に向けた動きの高まりやエネルギーをめぐる情勢の変化、デジタル技術による社会変革の進展など、事業環境は大きく変化しております。こうした状況を踏まえ、山形県企業局経営戦略に基づき、GXやDXなどの社会情勢の変化や様々な課題に的確に対応しながら事業価値をさらに向上させて持続可能な健全経営を行い、本県産業経済の発展と県民福祉の向上に寄与することを期待いたします。

最後に、病院事業会計について申し上げます。

令和五年度の純損益は令和元年度以来の赤字となり、資金不足比率も悪化するなど、厳しい経営状態が続いています。

このため、資金不足等解消計画に基づき、その解消に向けて取り組み、財務基盤の強化等の観点から、全ての職員が現下の経営状況を認識し、危機意識とコスト意識を共有した上で収益の確保や費用縮減などに取り組む必要があります。

財務事務の適正化については、内部統制に基づき、進捗管理等に主体的に取り組むとともに、財務事務担当部門と他の部門が緊密に連携し、情報の伝達・共有を確実に行う必要があります。

医師や専門的な人材の確保・育成については、関係機関との連携を強化しながら、医師の安定的な確保に努めるとともに、医療スタッフや病院の管理運営に関わる専門的な知識等を持った人材についても、その確保・育成に継続して取り組む必要があります。また、今年四月からの医師の時間外労働の上限規制など、医師の働き方改革への対応が求められます。

今後とも、各病院の役割や機能の明確化を図り、持続的・安定的な経営基盤の確保に努め、引き続き県民の医療を守り支える使命を果たすよう期待いたします。

○柴田委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております五議案及び十七決算の詳細につきましては、お手元に配付の分科会構成表のとおり六分科会を設けてこれに付託し、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

〔参 照〕

決算特別委員会分科会構成表

分科会		件名	委員
総務	第一委員会室	令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第3款民生費第4項、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部及び第3項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金ただし第2項を除く 令和5年度山形県公債管理特別会計歳入歳出決算 令和5年度山形県市町村振興資金特別会計歳入歳出決算	五十嵐、小松 江口、今野 梶原、加賀
	第二委員会室	令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部、第9款警察費ただし第1項の一部を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第3項の一部、第4項の一部、第6項、第7項の一部及び第8項の一部を除く、第11款災害復旧費第3項	阿部(ひ)、柴田 齋藤、鈴木 青木、船山
厚生環境	第六委員会室	令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第3款民生費ただし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第6款農林水産業費第2項の一部及び第4項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第13款諸支出金第2項 令和5年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算 令和5年度山形県国民健康保険特別会計歳入歳出決算 令和5年度山形県病院事業会計決算	遠藤(和)、相田(日) 石川(渉)、橋本 石塚、伊藤(重) (欠員1名)
	第五委員会室	令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部、第6款農林水産業費ただし第1項の一部、第2項の一部及び第4項の一部を除く、第11款災害復旧費第1項及び第2項の一部 令和5年度山形県農業改良資金特別会計歳入歳出決算 令和5年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算 令和5年度山形県林業改善資金特別会計歳入歳出決算	梅津、洪間 佐藤(文)、菊池 高橋(淳)、能登 森谷
商工労働観光	第四委員会室	令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中 歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第5款労働費、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費ただし第2項の一部及び第3項の一部を除く、第10款教育費第1項の一部、第3項の一部、第4項の一部、第7項の一部及び第8項の一部 令和5年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算 令和5年度山形県土地取得事業特別会計歳入歳出決算	相田(光)、佐藤(正) 松井、阿部(恭) 関、吉村 田澤
建設	第三委員会室	議第139号 令和5年度山形県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	遠藤(寛)、石川(正) 伊藤(香)、高橋(弓) 木村、椋津
		議第140号 令和5年度山形県電気事業会計未処分利益剰余金の処分について	
		議第141号 令和5年度山形県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
		議第142号 令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計未処分利益剰余金の処分について	
		議第143号 令和5年度山形県水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分について	
		令和5年度山形県一般会計歳入歳出決算中	

	歳出 第2款総務費第1項の一部及び第2項の一部、第8款土木費、第11款災害復旧費ただし第1項、第2項の一部及び第3項を除く 令和5年度山形県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度山形県流域下水道事業会計決算 令和5年度山形県電気事業会計決算 令和5年度山形県工業用水道事業会計決算 令和5年度山形県公営企業資産運用事業会計決算 令和5年度山形県水道用水供給事業会計決算	
--	---	--

○柴田委員長 次に、分科会の主査、副主査の選任につきまして、私から指名をもって決定いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○柴田委員長 御異議なしと認め、私から指名いたします。

議事調査課長をして朗読いたさせます。

○早坂議事調査課長

総務分科会

主 査 五十嵐 智 洋 委員
副 主 査 小 松 伸 也 委員

文教公安分科会

主 査 阿 部 ひ と み 委員
副 主 査 柴 田 正 人 委員

厚生環境分科会

主 査 遠 藤 和 典 委員
副 主 査 相 田 日 出 夫 委員

農林水産分科会

主 査 梅 津 庸 成 委員
副 主 査 洪 間 佳 寿 美 委員

商工労働観光分科会

主 査 相 田 光 照 委員
副 主 査 佐 藤 正 胤 委員

建設分科会

主 査 遠 藤 寛 明 委員
副 主 査 石 川 正 志 委員

○柴田委員長 以上の方々をお願いいたします。

なお、二十五日及び二十八日は午前十時から所定の会場において各分科会を開会し、二十九日は定刻決算特別委員会を開会し、各分科会主査より審査の経過と結果について報告を求め、総合審査を行います。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 三時 四十五分 閉 会